

監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」の改正について

2023年1月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 402</p> <p style="text-align: center;">業務を委託している企業の監査上の考慮事項</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第16号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、委託会社が1社以上の受託会社の提供する業務を利用する場合の、委託会社監査人による十分かつ適切な監査証拠の入手に関する実務上の指針を提供するものである。特に、本報告書は、委託会社監査人が重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために、財務諸表の作成に関連する企業の内部統制システムを含め、委託会社を十分に理解するに当たって、監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を適用する方法を詳述している。また、識別したリスクに対応するリスク対応手続を立案し実施するに当たって、監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」を適用する方法を詳述している。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 受託会社が提供する業務及び内部統制の理解》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《(7) 委託会社から十分な理解が得られない場合の追加手続》(第11項参照)</p>	<p>監査基準報告書 402</p> <p style="text-align: center;">業務を委託している企業の監査上の考慮事項</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 <u>最終改正</u> 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第16号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、委託会社が1社以上の受託会社の提供する業務を利用する場合の、委託会社監査人による十分かつ適切な監査証拠の入手に関する実務上の指針を提供するものである。特に、本報告書は、委託会社監査人が重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために、財務諸表の作成に関連する企業の内部統制システムを含め、委託会社を十分に理解するに当たって、監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を適用する方法を詳述している。また、識別したリスクに対応するリスク対応手続を立案し実施するに当たって、監査基準報告書第330「評価したリスクに対応する監査人の手続」を適用する方法を詳述している。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 受託会社が提供する業務及び内部統制の理解》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《(7) 委託会社から十分な理解が得られない場合の追加手続》(第11項参照)</p>

新	旧
<p>(省 略)</p> <p>A17. 他の監査人は、委託会社に提供される業務に関連する内部統制について、必要な情報を入手するための手続の実施に利用されることがある。タイプ1又はタイプ2の報告書が発行されているが、<u>更に必要な情報を入手するための手続を実施する場合、受託会社監査人は受託会社と既存の関係があるので、委託会社監査人は、受託会社監査人を利用することがある。委託会社監査人が他の監査人の作業を利用する場合、以下の事項に関して、監査基準報告書220「監査業務における品質管理」の指針が有益なことがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 他の監査人の適性及び能力の判断（当該監査人の独立性を含む。） 他の監査人への指揮及び監督 他の監査人に割り当てられた作業の種類、時期及び範囲 他の監査人が入手する監査証拠の十分性と適切性の評価 <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>A17. 他の監査人は、委託会社に提供される業務に関連する内部統制について、必要な情報を入手するための手続の実施に利用されることがある。タイプ1又はタイプ2の報告書が発行されているが、<u>さらに必要な情報を入手するための手続を実施する場合、受託会社監査人は受託会社と既存の関係があるので、委託会社監査人は、受託会社監査人を利用することがある。委託会社監査人が他の監査人の作業を利用する場合、以下の事項に関して、監査基準報告書600「グループ監査」第2項及び第18項の指針が有益なことがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 他の監査人の理解（当該監査人の独立性と職業的専門家としての能力を含む。） 他の監査人が当該業務の種類、範囲及び時期を計画する際の委託会社監査人の関与 他の監査人が入手する監査証拠の十分性と適切性の評価 <p>(省 略)</p>
<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p>	<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2023年1月12日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）

以 上